

観 参 第 2 5 9 号
令和元年6月20日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

富士登山を対象とした企画旅行の実施について(注意喚起)

富士登山については、十分な休息を取らずに無理な行程で行ういわゆる「宿泊を伴わない夜間登山」が安全面等から問題が多いとの指摘があるところ、本年においても本格的な登山シーズンを迎え、旅行業者において富士登山を対象とした企画旅行の実施が見込まれている。

当該企画旅行の実施に当たっては、旅行者の休憩時間に十分配慮した行程とするなど安全確保に万全を期することが求められることから、今般、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会に対し、別添のとおり周知徹底方依頼したが、貴都(県)におかれても、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会非加盟の第2種及び第3種旅行業者に対し、いわゆる「宿泊を伴わない夜間登山」を実施することのないような周知方よろしく願いたい。